

【事務事業名】No.22

東京都介護福祉士等修学資金貸与事業

【所管部署】

福祉局生活福祉部地域福祉推進課

事務事業の概況

【事業目的】

介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）を養成する施設に在学する者で、将来都内の社会福祉施設等で介護業務又は相談援助業務（以下「介護業務等」という。）に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与し、修学を容易にすることにより、介護福祉士等の養成及び確保に資することを目的とする。

【概要】

1 貸付対象者

- (1) 都内に住所を有して、介護福祉士等養成施設に在学する者
- (2) 都内の介護福祉士等養成施設に在学する者
- (3) (1)又は(2)を満たし、都内の社会福祉施設等で介護業務等に従事しようとする者

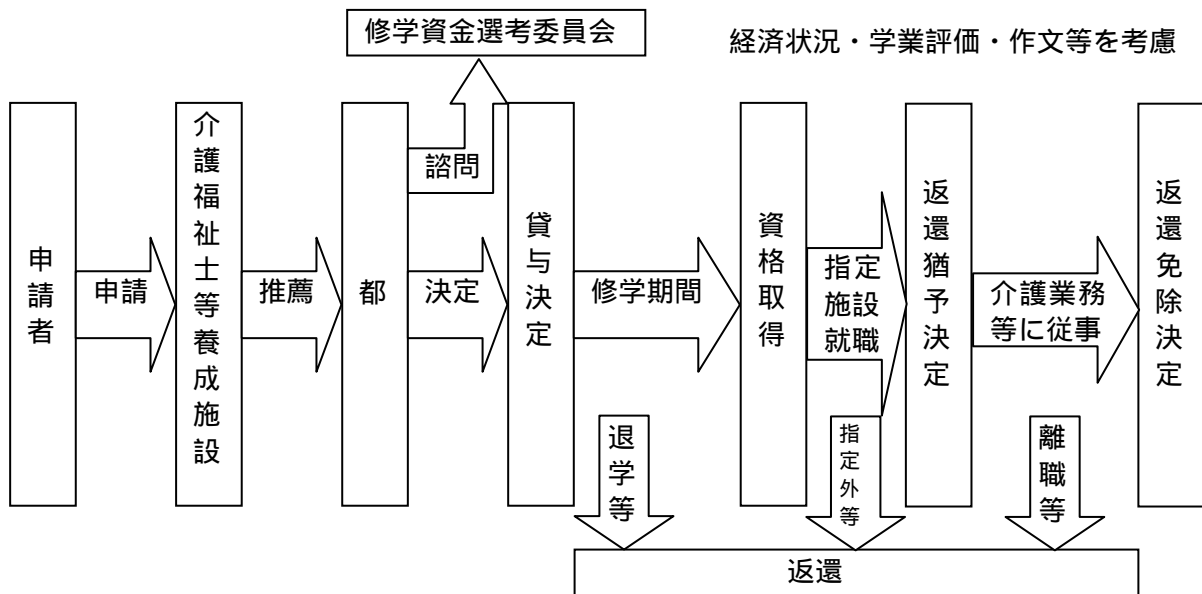
2 貸与金額 月額36,000円（無利子）

3 貸与期間 養成施設の正規の修学期間

4 返還期間 貸与月数に相当する期間内に一括払い若しくは年賦、半年賦又は月賦の均等払いで返還

5 返還免除 知事の指定する施設等で介護福祉士等として7年間介護業務等に従事したとき等
国庫補助 補助率 1 / 2

【概要図】



修学資金選考委員会とは、修学資金の貸与を受ける者の選考の公正を期するため、知事の附属機関として設置するもので、知事の諮問に応じ、被貸与者の選考について審議して答申する。委員会は、学識経験者のうちから、知事が委嘱する5人の委員で組織されている。

【事務事業開始年度】 平成4年度

【実施根拠】

- 国：介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱
- ：在宅福祉事業費補助金交付要綱
- 都：介護福祉士等修学資金貸与条例

【類似事業】

なし

事業費・事業規模

区	分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
歳出額	(千円)	217,908	184,824	150,497	133,858
特定財源	(千円)	219,132	62,800	73,316	89,779
一般財源	(千円)	1,224	122,024	77,181	44,079
常勤職員数(括弧内は定数)(人)		1.4(1.4)	1.4(1.4)	1.4(1.4)	1.4(1.4)
仮定総経費	(千円)	229,885	196,797	162,582	145,995
(一般財源充当率)		(4.7%)	(68.1%)	(54.9%)	(38.5%)

【歳出節別内訳と主な内容】(平成14年度:千円)

貸付金 149,220
 その他 1,277

区	分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業規模の推移	新規貸付者数(人)	246	202	168	156
	申込者数(人)	278	247	168	-
	返済免除者数の推移	161	249	264	-

参考データ等

区	分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
都内養成校定員数(人)		3,371	3,851	4,451	4,580
(介護福祉士)		2,351	2,351	2,351	2,480
(社会福祉士)		1,020	1,500	2,100	2,100

【参考データの説明】

都内養成校総定員数(各4月1日現在)

【運営上の制約条件】

なし

【都民・関連団体等から当該事務事業に対する主な意見】

なし

達成度

【基本指標名】 新規貸与者数（人）				
区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
目 標 値 (a)	245	200	174	156
実 績 値 (b)	246	202	168	
達 成 度 (b/a)	100.4%	101.0%	96.6%	
指標の算出式：				
目標値の設定：予算上の新規貸与者数				
【参考指標名】				
区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
目 標 値 (a)				
実 績 値 (b)				
達 成 度 (b/a)				
指標の算出式：				
目標値の設定：				
【指標以外の成果】				
なし				
【達成度に影響を及ぼした外部要因】				
なし				
【投入費用のチェック】				
区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	
1人1月当たり貸与金額（千円）	36	36	36	
(説明)				
【事務事業所管局のコメント】				
<p>高齢化の進展に伴い、福祉人材の需要は高まっており、行政が養成機関と連携して介護福祉士等の資格取得を目指す学生に対し修学費用の貸付を行う本事業は、良質な福祉人材の確保策として有効である。その貸付においては単に資格取得の援助ではなく真に社会的貢献・都民福祉の向上を担える人材かを見極めた上で選考している。</p>				

評価

項目	第1次評価（事業所管局）	第2次評価（知事本部）
実績	<p>【良好】 貸与者のうち7割強は、養成施設卒業後、本制度の目的に沿って都内社会福祉施設等で介護業務等に従事しており、うち、9割近くが規定期間（7年間）を全うしている。 取得資格として業務に従事しない場合でも、ケースワーカー等、社会福祉関連業務に従事するなど、広く都民の福祉向上に役立っている。</p>	<p>【良好】 目標に対する達成度は100%前後で高い。 基本指標は、施設への定着率など、人材の養成・確保に役立ったことがわかる指標とすることを検討する必要がある。</p>

期	第1次評価（事業所管局）	第2次評価（知事本部）
必要性	<p>高齢化の進展に伴い、福祉人材の需要は高まっており、行政が養成機関と連携して介護福祉士等の資格取得を目指す学生に対し修学費用の貸付を行う本事業は、良質な福祉人材の確保策として有効である。</p> <p>国要綱で実施主体は都道府県と定められており、46道府県のうち平成14年度末時点では43道府県が実施している。</p> <p>東京都としては、都内の介護福祉士等の質を確保するための環境を整えることが必要である。</p>	<p>高齢化が急速に進んでおり、福祉サービスの質の充実のため、社会福祉士・介護福祉士を養成・確保していく必要がある。</p> <p>介護需要が増加する中で、本事業は社会福祉士及び介護福祉士を養成し、都内社会福祉施設等に良質な福祉人材の定着を図る上で、有効である。</p>
効率性	<p>貸与者の募集に当たっては、養成施設を通じて対象者への周知を図っている。</p> <p>貸付の必要性等の判断については、養成校と情報交換・連携し、貸付目的の達成を図っている貸付決定に係る順位付けについては、単に資格取得の援助ではなく、真に社会的貢献・都民福祉の向上を担えるかを見極めるため、経済的要素等の他に本人の意思・意欲を確認するため作文の提出を求めている。</p>	<p>平成10年度から14年度までの間に、新規に貸与を受けた者のうち、既に都内施設への定着に結びつかなくなった者（返還免除の条件に該当しなくなった者）が社会福祉士で約3割、介護福祉士で約2割となっている。今後は、定着に結びつかなくなった事由などを把握し、定着率向上に向けた方策を検討する必要がある。</p>
公平性	<p>都内在住、在学などの要件を満たす者であれば貸付対象として柔軟に対応しており、公平性を確保している。</p> <p>明確な貸付基準に基づいて評価を点数化し、学識経験者で構成する選考委員会において貸与者の決定を行っている。</p> <p>貸与目的を果たせない場合は、貸与額の全額返還を義務付けている。</p> <p>貸与額は一律であり、修学費用との差額は自己負担としている。</p>	<p>都内の養成施設及び在学する者に対して制度の周知を図っている。</p> <p>学識経験者で構成する修学資金選考委員会において経済状況、学業成績、作文等を審議した上で、貸与者を決定している。</p>
総合評価	<p>【着実実施】</p> <p>今後の後期高齢者（75歳以上）の増加に伴い、介護需要の増大が見込まれており、そうした中で質の高い福祉サービスを確保するためには、優秀な福祉人材の養成・確保が一層重要になっている。</p> <p>指定施設との連携により、対象者への制度周知、意欲ある人材の確保等を効率的に実施している。</p> <p>貸与者の6割以上が社会福祉事業に規定期間従事しており、制度目的を十分果たしているため、引き続き事業を着実に実施していく。</p>	<p>【着実実施】</p> <p>高齢化が急速に進んでおり、福祉サービスの質の充実のため、社会福祉士・介護福祉士を養成・確保していく必要がある。</p> <p>平成10年度から14年度までの間に、新規に貸与を受けた者のうち、すでに都内施設への定着に結びつかなくなった者が社会福祉士で約3割、介護福祉士で約2割となっている。今後は、定着に結びつかなくなった事由などを把握し、定着率向上に向けた方策を検討する必要がある。</p>
	<p>【国への提案】</p> <p>なし</p>	
	<p>【特記事項：知事本部】</p> <p>なし</p>	

実績（【極めて良好】【良好】【不十分】【極めて不十分】）：十分な成果をあげているか。投入費用は妥当か。など
 必要性（評点4～1）：都が実施すべき事業か。社会経済状況の変化に鑑み、現在も事業に対する都民ニーズがあるといえるか。など
 効率性（評点4～1）：限られた財源を有効に活用しているか。現在の実施方法が、最も効率的な方法か。など
 公平性（評点4～1）：サービスの提供方法が都民の利便性に配慮したものになっているか。受益者負担のレベルは妥当か。など
 総合評価：【積極的推進】 【着実実施】 【見直し】 【抜本的見直し】 【廃止又は休止】